

過去の技能コンテストの質疑に対する回答

別添 4

(※質疑内容については、趣旨を損なわない程度で要約しています。)

1 競技要領 (別添 2)

該当項目	質疑内容	回答
1 (5) ア	<p>「シコロ未着用モデルの防火帽の使用も可とする」とあります。写真のような防火専用ではないヘルメットを着用して活動しており、コンテスト参加の際も、専用の防火帽でないと参加できないですか。</p> 	<p>競技要領 1 (5) アに記載のとおり、完全防火着が望ましく、防火帽であることが隊員の服装条件となっているため、防火専用でないヘルメットは認められません。 なお、防火帽である場合は、シコロ未着用モデルの防火帽の使用も可となります。</p>
1 (5) ア	<p>応募後に防火衣の更新があり仕様変更となった場合 (見た目を含む) どのような手続きが必要ですか。</p>	<p>防火服の更新等に伴い別記様式 2 の内容に変更が生じた場合は、速やかに別記様式 2 に変更箇所を記入し再提出してください。</p>
1 (10)	<p>想定火点の位置は、事前に中隊長と審査長で協議とありますが、競技実施日若しくは事前に来所して協議を行いますか。また、審議の際の想定火点の位置、消防車配置、放水の向き等は、あらかじめ事業所側で決め、審査長に了解を得るような流れですか。</p>	<p>想定火点の位置は、高所放水車から15メートル離れた位置に目印等を設置していれば、審査長と協議する必要はありません。また、事業所が想定火点の位置、消防車配置及び放水の向きについても、競技要領のとおりを設定してしましたら、了解を得る必要はありません。 なお、競技当日に上記について確認をさせていただきます。</p>
2 (2)	<p>審査要領に添付されている別添図「競技カメラ配置図例」の待機線や報告位置などを地面に表示して競技はできますか。</p>	<p>待機線及び報告位置は、事前に地面に表示していただいて問題ありません。</p>
3 (1)	<p>設備点検は事前に (審査員到着前) に行って、待機位置より「集まれ」の号令からスタートでいいですか。</p>	<p>「設備点検」は、特段の決まりはありませんが、競技開始前に行うようにしてください。また、「集まれ」の号令は、集合指揮位置に立ち、行ってください。</p>
3 (3)	<p>車両の乗車定員を超える隊員は、「乗車」の号令後、車両の助手席側に折り膝で待機し、小隊長の下車を確認した後、競技を開始する。とありますが、折り膝の解除は、「操作始め」のタイミングで立ち上がり、小隊長の下車を確認したあと、競技を開始しても問題ないですか。</p>	<p>車両の乗車定員を超える隊員の立ち上がるタイミングについては、小隊長が下車した後、立ち上がるようにしてください。</p>
3 (4)	<p>「車両は、火災現場に到着後の状態とし」と記載されており、集合・整列・点呼の位置から乗車し、車両の移動はせずに、その場で操作をしてもいいですか。</p>	<p>お見込みのとおり、車両の移動を行わずに、活動を開始してください。</p>
3 (6)	<p>「おさめ」の受命の後、機関員がエンジンを停止するまで、他の隊員は、どのような姿勢で待機すればいいですか。</p>	<p>特段の決まりはございません。各事業所にお任せ致します。</p>
4 (1) ア、カ、キ (4) ウ (5) オ	<p>機関員が降車後、右側面の小シャッター内から車輪止めを取り出す際、一方の手で半開放し、もう一方の手で車輪止めを取り出した後に、シャッターを引き下げ閉鎖し、指差呼称を行います。シャッターを必ず全開しなければ減点の対象となりますか。それとも、前述の行動のように、その状況に応じ、安全の確保をすれば問題ないですか。</p> <p>機関員が車輪止めを設置後、右側面の大シャッターを開放し、ポンプ操作盤で後部中継元コックの開放を確認する行動を行います。その際、シャッター開放途中で、シャッター開閉取手から手を離し、全開放することは、減点対象となりますか。</p>	<p>特段、減点対象内にシャッターを全開とすることが要ではなく、状況に応じ安全の確保をすれば問題ありません。</p>

4 (1) オ	先に大化高の準備を全員で進め、時間短縮を図ることを考えています。その際に泡原搬機関員も大化高側へ行くため、泡原搬は無人的になります。この状態は、安全管理・車両管理上減点等の対象になりますか。	一時的に他隊の操作を支援することについては減点対象とはなりません。この場合は、中隊長から各小隊長への下命により、支援隊は受援隊の指揮下に入ることになります。そして、活動内容を中隊長及び受援車両の小隊長に報告するとともに、中隊長及び受援車両の小隊長は活動内容を掌握する必要があります。ただし、支援については到着から送液等の操作を開始するまでの間に限るものとします。それ以降については、自車の安全管理を要するため、一時的とは認められません。
4 (1) キ	給水栓の約50cm手前に高さ5cm程度の段差がありますが、通過する際の「指差・呼称」の他、給水栓へのホース結合時や給水栓のバルブ開閉作業時に段差を跨ぐ場合は、「指差・呼称」が必要ですか。	特段、実施しなくても減点の対象とはなりません。隊員の安全管理の観点から考慮すると、実施すべきであると考えます。
4 (1) キ	「前述略、その他安全確認時には、「指差・呼称」を実施すること。」とありますが、指差・呼称は動きながら実施しても問題ないですか。また、どの程度丁寧に実施すればいいですか。	動きながら「指差・呼称」を実施しても問題ありません。
4 (1) ク	大化高の放水塔旋回中に積液口へホースを接続するのは、塔の垂直下部投影面積以外の範囲であっても不安全行動とみなされますか。また、放水塔垂直下部投影面積以外の範囲であれば、塔旋回中の車両への接近は不安全行動となりませんか。	放水塔の垂直下部投影面積以外での活動については、不安全行動及び行為とはなりません。
4 (1) オ	機関員の専任部分は、兼任できる隊員がいないと把握しています。しかし、車輪止め設置については、機関員の専任部分ですか。	競技要領4 (4) ウに記載のとおり、車輪止め設置は、機関員の専任部分となります。
4 (5) ウ	泡原液搬送車から大型化学高所放水車への送液ホースの結合時にホースがアウトリガー、ジャッキ又は敷板に接触した場合は、減点対象となりますか。	ホースがアウトリガー、ジャッキ又は敷板に接触した場合、危険性の度合いによっては減点の対象となる場合があります。(競技要領4 (1) ア、(5) ウ及び審査要領別紙審査票のとおり)
4 (5) カ (エ)	「アウトリガー周辺の安全管理」について、下記の順序で隊員の誘導よりも早くアウトリガーが動き始めますが、問題はありますか。 ①機関員によるアウトリガー展張スイッチON (駆動開始) ②隊員によるスプリングロック確認 ③隊員の誘導(手振り)による安全管理開始	競技要領4 (5) カ (エ)に記載のとおり、アウトリガーの張出し及びジャッキアップの操作を行う際は、常時、機関員等が安全管理を行うようにしてください。
4 (5) カ (カ)	敷板を予め設置位置に配置しておき、アウトリガー張り出しからジャッキアップまで一旦停止させる事無く作業を完了させても問題無いですか。	コンテストの開始前から敷板を設置することは認められません。また、競技要領4 (5) カ (イ)に記載のとおり、アウトリガー張り出しとジャッキアップを個別に操作する必要があります。ただし、個別設定のない場合にはこの限りではありません。
4 (5) カ (カ)	マグネット式の敷板をアウトリガーに事前に取り付けた状態で競技を開始してもいいですか。	下記の留意事項を満たしており、災害対応時と同じ運用であれば、使用は可能です。 なお、審査時の確認項目となるため、該当する消防本部は、「別記様式2 6 車両特性」に本事項を記載して再提出してください。 【事前取付式敷板の使用に関する留意事項】 事前取付式の敷板について、配備車両の仕様を満たしており安全性が確認されているもの(配備車両の付属品、メーカー購入品等)であれば使用は可能です。仮に、事前取付式の敷板を自作し、配備車両の仕様を満たしておらず安全性が確認されていない場合は、機器損傷だけでなく人身事故につながる危険性がありますので、使用しないでください。

2 審査要領（別添3）

該当項目	質疑内容	回答
6 (2)	「同点の場合は、計時審査の所要時間の短いものを上位とする。」とありますが、消防車の構成や性能の差異は一切考慮されませんか。	お見込みのとおり、特段、消防車の構成や性能の差異によって考慮していません。
別紙「減点が多く見られる項目」④使用機械器具の精通及び愛護	減点が多くみられる項目に、「～延長中のホース飛び越えを～」と記載されていますが、延長中について具体的に教えてください。例えば、ホース金具が接続されるまでが該当しますか。	お見込みのとおり、ホース金具に接続されるまでの間で、ホースが延長されている途中に隊員が飛び越える等を行うことが該当致します。

3 その他（別紙）

該当項目	質疑内容	回答
過去の技能コンテストの質疑に対する回答 競技要領4（5）オ	「車両後方側に取っ手が付いていないので座席に手を付く形での3点支持」の「別記様式2 6 車両特性」に本事項を記載して消防庁特殊災害室担当者宛に再提出」と質疑がありますが、事前提出の必要はありますか。また、要領書に記載がないため、3点支持をしなくても、減点の対象とは、ならないのですか。	別記様式1から3までを事前に提出する必要があります。（「令和6年度石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」の実施及び出場組織の募集についてを参照） 3点支持をしなければ安全管理不足となり、減点対象となります。
	過去、減点対象とはなっていないが、今後も車両の死角確認は減点とはなりません。	特段、減点対象にはなりません、死角確認を行うことが望ましいと考えます。